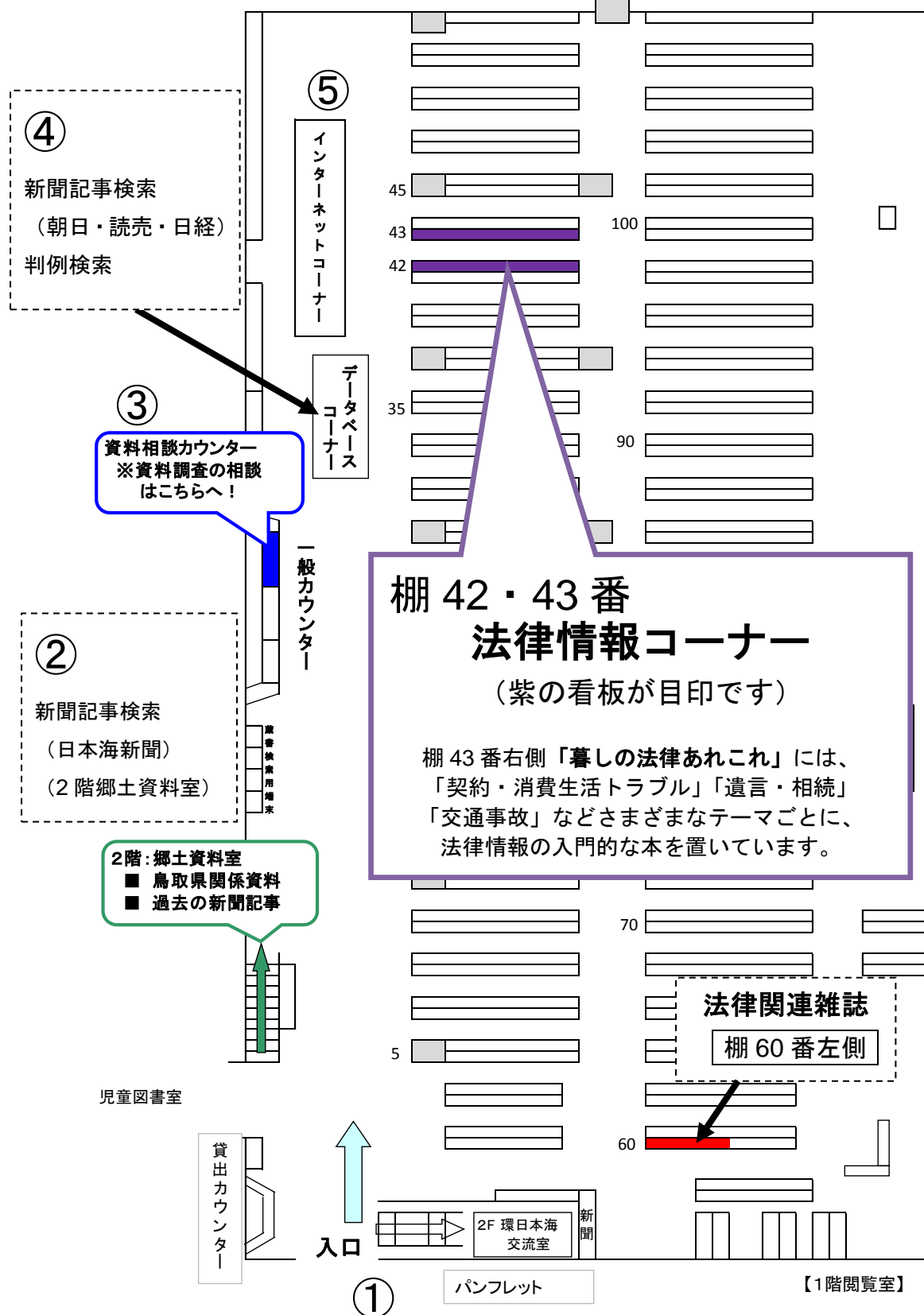


◆館内マップ◆



トラブルを抱え、お悩みの方へ
図書館で情報収集してみませんか

～ 境界問題 ～

平成29年12月改訂

土地の境界に関するトラブルを抱え、どうしてよいかわからずお悩みの方も多いはずで
す。制度のしくみや相談機関等の情報収集にお役立てください。

【関連する図書】 棚43番右側 (法律情報コーナー「暮らしの法律あれこれ」)
棚42番中央 (324.2 物権法・財産法)

書名	著者名	出版社	出版年
すぐに役立つ図解とQ&Aでわかる道路・境界・建築・住環境の法律とトラブル解決マニュアル140	梅原ゆかり/監修	三修社	2016.8
背ラベル: 法/324.2/スニ/一般			
Q&A隣地・隣家に関する法律と実務 相隣・建築・私道・時効・筆界・空き家	末光祐一/著	日本加除出版	2016.7
背ラベル: 324.2/スエ/一般			
公道・私道のトラブル解決法 第3版	高井和伸/著	自由国民社	2016.4
背ラベル: 法/324.2/カイ/一般			
私道・境界・近隣紛争の法律相談	野辺博/編著	学陽書房	2016.3
背ラベル: 法/324.2/ハ/一般			
隣り近所の法律知識 第4版	—	自由国民社	2015.10
背ラベル: 法/324/トナ/一般			
境界をめぐるトラブル解決法 増補版	芥川基/著	自由国民社	2013.5
背ラベル: 法/324.2/アタ/一般			

※ここで紹介している資料は一例です。書架にはこの他にも多数の資料があります。
職員に遠慮なくお尋ねください。詳しくは裏側の“館内マップ”をご覧ください。

お問合せ先: 鳥取県立図書館 〒680-0017 鳥取市尚徳町101
電話: 0857-26-8155 FAX: 0857-22-2996
E-mail: toshokan@pref.tottori.lg.jp

【インターネットサイト】 マップ番号⑤

サイト名	管理者
「筆界特定制度」	法務省
URL : http://www.moj.go.jp/MINJI/minji104.html	

【関連する法令】

- ・民法 第 223 条（境界標の設置）～238 条（境界付近の掘削に関する注意義務）
- ・不動産登記法 第 123 条～150 条（第 6 章 筆界特定）
- ・国有財産法 第 31 条ノ 2～31 条ノ 5（立入り及び境界確定）※国有財産との境界

◇法令・解説を見る 棚 42 番中央 法律情報コーナー

書名	著者	出版社	出版年
六法全書 II 平成 29 年版 (民事法 社会法 産業法)	山下友信／編集代表	有斐閣	2017.3
背ラベル : 320.9/ロツホ-2/一般			
民法 総則・物権 第 6 版	山野目章夫／著	有斐閣	2017.7
背ラベル : 324.1/ヤマ/一般			

※総務省がインターネットで提供している「法令データ提供システム」(<http://law.e-gov.go.jp/>)
では、法令をキーワード等で探すことができます。(無料)

【過去の新聞から関連情報を探す】

データベースで過去の新聞記事を探すことができます。(コピー可、1 枚 10 円)

2 階郷土資料室 : 日本海新聞 (マップ番号②)

1 階インターネットコーナー : 朝日新聞、読売新聞、日本経済新聞 (マップ番号④)

【判例を探す】 マップ番号④

データベースで判例(裁判の判決例)を探すことができます。

(キーワードや関連法令から検索できます)

【資料相談カウンター】 マップ番号③

お探しの情報が見つからないときは、資料相談カウンターへお越してください。

図書館職員が本・雑誌・新聞・インターネット等を利用して情報をお探しします。

また、県内相談機関の紹介等も行っています。お気軽にご相談ください。秘密は厳守します。

【法情報関係雑誌】 棚 60 番左側

「判例時報」、「ジュリスト」、「法学セミナー」、「判例タイムズ」などの雑誌を所蔵しています。

【県内 相談機関】**○鳥取地方法務局**

住所 : 〒680-0011 鳥取市東町 2-302 (鳥取第 2 地方合同庁舎)

電話 : 0857-22-2191 (代表)

◆倉吉支局

住所 : 〒682-0816 倉吉市駄経寺町 2 丁目 15

電話 : 0858-22-4108 (代表)

◆米子支局

住所 : 〒683-0845 米子市旗ヶ崎 2 丁目 10 番 12 号

電話 : 0859-22-6161 (代表)

※相談時間はいずれも 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

(土日・祝日等の休日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

○鳥取県司法書士会

住所 : 〒680-0022 鳥取市西町 1-314-1

電話 : 0857-24-7013(代表)

※無料電話相談 毎週月～金曜日 午後 1 時～4 時 (祝祭日を除く)

※面談相談会もあります。

東部、中部、西部の各会場にて、1 か月 1 回を目途に無料の面談相談会を開催。(事前予約制)

【連絡先】鳥取県司法書士会事務局受付専用 電話 0857-24-7024
(受付時間 : 午前 9 時～午後 5 時 (土日・祝祭日を除く))

○境界問題相談センターとっとり (有料)

住所 : 〒680-0022 鳥取市西町 1-314-1

(鳥取県土地家屋調査士会 会館 3 階)

電話 : 0857-22-7032

※受付 : 月曜日～金曜日 午前 10 時～午後 4 時

(祝祭日・12月29日～1月3日等を除く)